

事務連絡
令和元年9月2日

各都道府県・指定都市教育委員会
各都道府県
附属学校を置く各国立大学法人
附属学校を置く各公立大学法人
構造改革特別区域法第12条第1
項の認定を受けた各地方公共団体
御中

スポーツ庁政策課学校体育室

保健体育科における武道の安全管理の徹底について（依頼）

保健体育科の授業における武道の安全かつ円滑な実施については、「新しい学習指導要領の実施に伴う武道の授業の安全かつ円滑な実施について（依頼）」（平成24年3月9日付け23文科ス第918号）において依頼しておりますが、引き続き武道の授業における安全管理の徹底について、遺漏なきようお願いいたします。また、柔道については、「武道必修化に伴う柔道の安全管理の徹底について（依頼）」（平成24年3月9日付け23文科ス第910号）を发出しており、本件についても、引き続き御留意願います。

併せて、今年度も別添のとおり「武道指導に関する状況調査」を実施しますので、調査結果を取りまとめの上、令和元年10月31日（木）までに電子メールにて、御提出くださるようお願いいたします。

このことについて、各都道府県・指定都市教育委員会の学校体育主管課においては所管の中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県の私学担当主管課及び中学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体においては所轄の中学校に対して、各国立大学法人・公立大学法人においては附属の中学校に対して、周知及び適切な指導を行うようお願いいたします。

（参考）

「新しい学習指導要領の実施に伴う武道の授業の安全かつ円滑な実施について（依頼）」
（平成24年3月9日付け23文科ス第918号）

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1318536.htm

「武道必修化に伴う柔道の安全管理の徹底について（依頼）」
（平成24年3月9日付け23文科ス第910号）

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1318538.htm

（本件問合せ先）

スポーツ庁政策課学校体育室 指導係 斎藤、石川 電話 03-6734-2674 ファクシミリ 03-6734-3790 電子メール staiiku@mext.go.jp
--